

(法人事業税) ガス供給業に係る課税方式の見直しについて

【令和4年4月1日以後開始事業年度分】

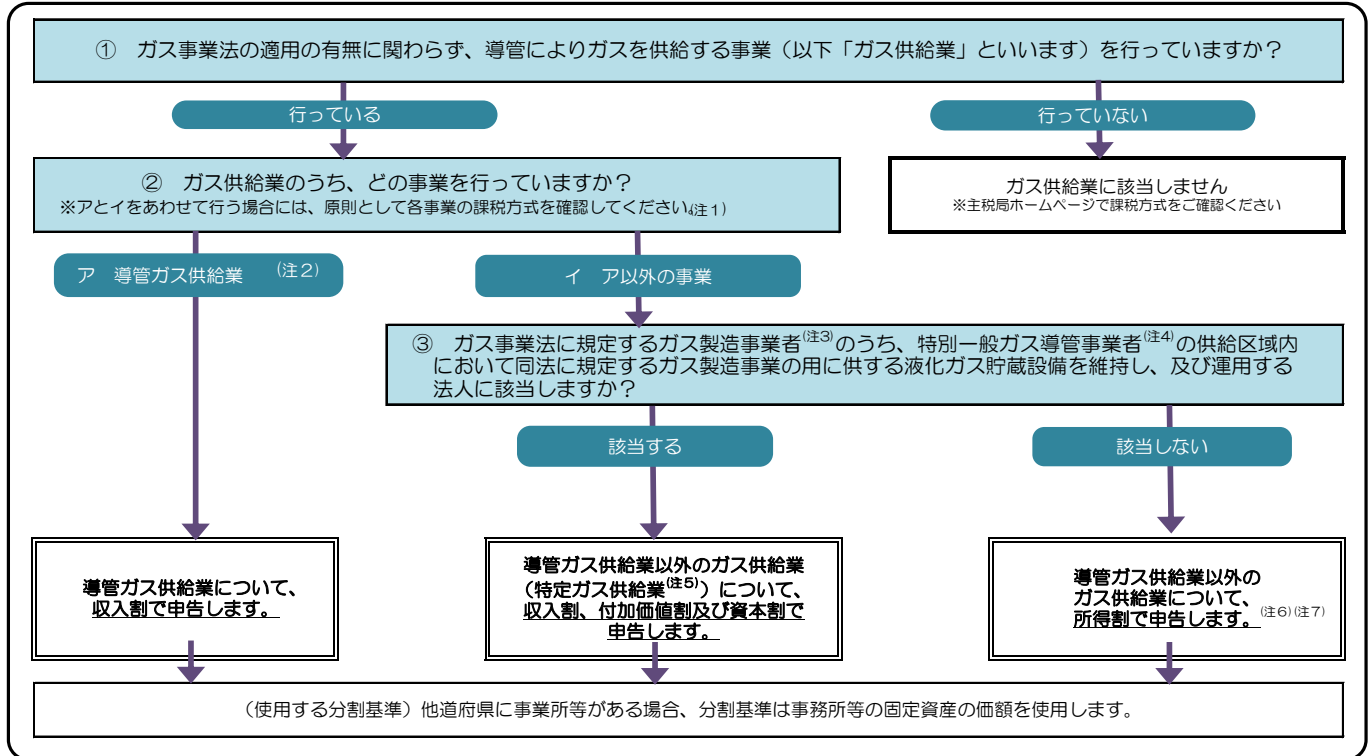
令和4年11月 東京都主税局

令和4年度税制改正により、法人事業税のガス供給業に係る課税方式について見直しがありました。

(見直しの概要については、2ページをご覧ください。)

令和4年4月1日以後開始する事業年度から、ガス供給業を行う法人の課税方式は下記のとおりになりますので、ご確認をお願いします。

1. 課税方式の確認



(注1) 3. ガス供給業に係る課税方式の見直しに関するQ&A A1 もあわせてご覧ください。

(注2) 導管ガス供給業

ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業をいいます。

(注3) ガス製造事業者

自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等(20万kl以上であるLNG基地)を用いてガスを製造する事業(ガス製造事業)についてガス事業法第86条第1項による届出をした者をいいます(ガス事業法第2条第9項、第10項、ガス事業法施行規則第5条)。

(注4) 特別一般ガス導管事業者

ガス事業法第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者のうち、一般ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模(導管の総延長が26,000km)以上であることその他政令で定める要件(導管に2以上のLNG基地(LNG基地を維持し、運用する者が2以上の場合に限る。)が接続していること)に該当するものをいいます(ガス事業法第54条の2、ガス事業法施行令第5条第1項、第2項)。

(注5) 特定ガス供給業

ガス事業法に規定するガス製造事業者のうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内において同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用する法人が行うガス供給業のうち、導管ガス供給業以外の事業をいいます(地方税法72条の2第1項4号)。

(注6) 外形標準課税対象法人の場合は、所得割のほか付加価値割及び資本割を申告してください。

(注7) 次の(ア)又は(イ)のとき、繰越欠損金に係る《経過措置》があります。(地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)附則第6条第2項、地方税法施行令第21条の2)

(ア) 最初事業年度^{※1}の開始日の前日を含む事業年度において対象ガス供給業^{※2}を行っていた法人(ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。))が、対象ガス供給業^{※2}に係る所得割の課税標準を算定するとき

(イ) ガス製造事業者(ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者(同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業(同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。))を行う者に限る。)である法人が、ガス製造事業者に該当しないこととなった日を含む事業年度開始日の前日を含む事業年度に対象ガス供給業^{※2}を行っていた場合において、対象ガス供給業^{※2}に係る所得割の課税標準を算定するとき

※1 最初事業年度 令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度をいいます。

※2 対象ガス供給業 上記フロー図において、ガス供給業のうち所得割で申告することとなる事業をいいます。

《経過措置》

最初事業年度開始の日(イの場合には、該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日)前10年以内に開始する各事業年度(以下、「前10年以内事業年度」といいます)において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である所得を、法人税の課税標準となる所得(個別所得金額)の計算の例により算定していたものとみなします。

これにより、前10年以内事業年度に生じた対象ガス供給業に係る繰越欠損金(繰越個別欠損金額)は、対象ガス供給業に係る所得割の課税標準を算定する際、損金の額に算入されることとなります。

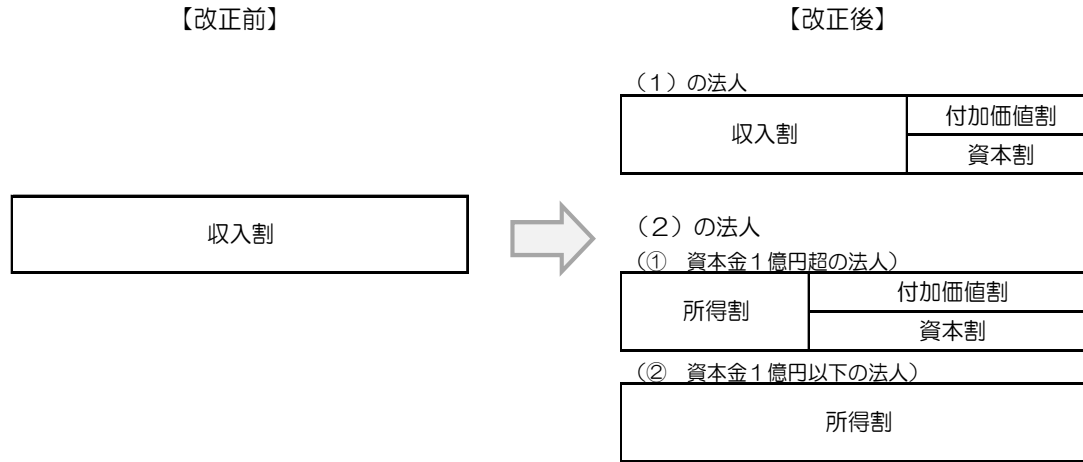
2. ガス供給業に係る課税方式の見直しの概要

(見直しの対象)

- ・ガス事業のうち製造・小売事業に係る課税方式を見直し

(見直しの内容)

- ・(1) ガス事業法に規定するガス製造事業者のうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内において同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用する法人
【改正前】収入割 → 【改正後】収入割+付加価値割+資本割
- ・(2) (1)以外の法人が行うガス製造・ガス小売事業
 - ① 資本金1億円超の法人 【改正前】収入割 → 【改正後】所得割+付加価値割+資本割
 - ② 資本金1億円以下の法人 【改正前】収入割 → 【改正後】所得割



3. ガス供給業に係る課税方式の見直しに関するQ & A

Q1 当社は、ガス導管事業とガス製造事業をあわせて行っている資本金1億円以下の法人です。ガス製造事業は特定ガス供給業（1ページ注5を参照）には該当しないのですが、どのように申告をすればよいでしょうか。

A1 原則としてそれぞれの事業に関する経理を区分し、収入金額課税事業は収入割を、所得等課税事業については所得割を申告することとなります。

ただし、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、主たる事業の課税方式によって差し支えありません。（地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）第3章4の9の9）

Q2 当社はガス供給業を行っていますが、今年度から所得割で申告することとなりました。以前から対象ガス供給業（1ページ※2参照）を行っており、前10年以内事業年度に生じた欠損金額がありますが、そのうち対象ガス供給業に係る欠損金額を区分し、算定することが困難です。どのように算定すればよいですか。

A2 区分が困難な場合は、売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して対象ガス供給業の繰越欠損金額等を算定してください。（地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）第3章4の7の4（2））

(参考) 繰越欠損金に係る経過措置のイメージ

	《A社》	《B社》	《C社》	《D社》	《E社》
X-10事業年度	小売・製造事業	導管事業	導管事業	導管事業	導管事業
X-9事業年度					
X-8事業年度					
X-7事業年度					
X-6事業年度					
X-5事業年度		小売・製造事業	小売・製造事業	小売・製造事業	小売・製造事業
X-4事業年度					
X-3事業年度					
X-2事業年度					
X-1事業年度				小売・製造事業	(X-2事業年度で廃止)
X事業年度 (最初事業年度)	小売・製造事業	小売・製造事業	導管事業 小売・製造事業	導管事業	導管事業 小売・製造事業
X事業年度(最初事業年度)の取扱い	X-10~X-1事業年度の欠損金を損金の額に算入(X-1事業年度までに損金算入された欠損金を除く)	X-5~X-1事業年度の欠損金を損金の額に算入(X-1事業年度までに損金算入された欠損金を除く)	X-5~X-1事業年度の欠損金のうち、小売事業に係る金額を損金の額に算入(X-1事業年度までに損金算入された欠損金を除く)	X事業年度(最初事業年度)において、所得等課税事業を行っていないため、欠損金の損金算入なし	最初事業年度の前事業年度(X-1事業年度)において所得等課税事業を行っていないため、欠損金の損金算入なし